

越前市内での体験又は越前市体験クーポンをセットとしたプランを造成した市内宿泊施設又は旅行会社に対する越前市体験クーポン及び越前市タクシー利用促進券の提供について

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、売上げが低迷した越前市内の宿泊施設、体験施設、タクシー事業者に対する消費額を増加させることを目的に、越前市体験クーポン(以下「クーポン」という。)及び越前市タクシー利用促進券(以下「チケット」という。)を越前市内での体験又はクーポンをセットとしたプランを造成した市内宿泊施設に提供することについて、以下のとおり運用することとする。

第1 概要

一般社団法人越前市観光協会(以下「観光協会」という。)が、越前市内での体験又はクーポンをセットとした宿泊プラン(以下「プラン」という。)を造成した越前市内の宿泊施設又は旅行会社に、そのプランで宿泊した宿泊者1人につき、クーポンを最大5枚及び宿泊者1組につきチケットを最大2枚無料で提供する。なお、クーポン及びチケットは、越前市体験クーポン事業実施要領及び越前市タクシー利用促進券事業実施要領に準じて使用できるものとする。

第2 実施期間

クーポン及びチケットの配布期間は令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

ただし、先着順に配布のうえ、予算の上限額に達し次第、配布を終了することとする。

第3 配布申請

1 越前市内の宿泊施設がクーポン及びチケットの配布を希望する者は、次に掲げる書類を観光協会に提出する。

(1) クーポン及びチケット配布依頼書

(2) プランの概要がわかるもの及びプランが掲載されているチラシやWebページのコピー等

第4 配布の決定並びにクーポン及びチケットの配布

1 観光協会は市内宿泊施設から依頼があった時は、依頼書類等を審査し、適当と認められた時はクーポン及びチケットを配布する。

2 運用として、観光協会と配布先の宿泊施設が協議し、適当と認められるクーポン及びチケットの枚数を配布先の宿泊施設が預かり、依頼者からの毎月の実績報告で使用枚数を確認するものとする。

第5 実績報告

- 1 配布先の宿泊施設は毎月7日までに、クーポン及びチケットの使用枚数、プラン種別、プラン宿泊者の人数及び在住県（代表者のみ）を任意様式にて観光協会に報告する。ただし、令和4年3月分は、令和4年3月31日までに報告するものとし、未使用分のクーポン及びチケットを全て観光協会に返納する。
- 2 実績報告をもって使用枚数を確認し、配布先の宿泊施設が預かるクーポン及びチケットの補充は随時行うものとする。